



許可番号 第 6910008270 号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地

大本紙料株式会社

氏 名

代表取締役 大本 知昭

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する

神戸市長 久 元 喜 造



許可の年月日 平成 29 年 6 月 1 日

許可の有効年月日 平成 34 年 5 月 31 日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を含まない)

- ① 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
- ② 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
- ③ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)
- ④ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 4 種類、水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気亜鉛電池、乾電池、蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプに限る)を含む

(積替え・保管を含む)

- ① 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)
- ② 廃油
- ③ 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
- ④ 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
- ⑤ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)
- ⑥ 紙くず
- ⑦ 木くず
- ⑧ 繊維くず
- ⑨ 動植物性残さ
- ⑩ ゴムくず
- ⑪ 金属くず
- ⑫ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)
- ⑬ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)

以上 13 種類、水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気亜鉛電池、乾電池、蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプに限る)を含む

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 積替え・保管場所：神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地

屋内 保管面積：81m<sup>2</sup> 保管上限 96m<sup>3</sup>

上記のうち、⑤、⑦、⑪、⑫、⑬

以上 4 種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く

(2) 積替え・保管場所：神戸市東灘区向洋町東二丁目 4 番地

屋内 保管面積：66.55m<sup>2</sup> 保管上限：108.6m<sup>3</sup>

屋外 保管面積：18.1m<sup>2</sup> 保管上限：80m<sup>3</sup> 上限高さ：4.8m

上記のうち、①～⑬

以上 13 種類、水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気亜鉛電池、乾電池、蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプに限る)を含む

## 3. 許可の条件 特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 10 月 20 日	新規許可	平成 27 年 6 月 9 日	変更許可 (積替え・保管を含む産業廃棄物の種類の追加)
平成 10 年 3 月 22 日	変更許可	平成 27 年 12 月 24 日	変更届 (積替え・保管施設の追加)
平成 14 年 4 月 1 日	変更許可	平成 29 年 6 月 1 日	更新許可
平成 14 年 10 月 23 日	変更許可	平成 30 年 2 月 22 日	変更届 (積替え・保管施設の変更)
平成 19 年 6 月 1 日	更新許可	平成 30 年 4 月 3 日	変更届 (積替え・保管施設の一部廃止)
平成 22 年 4 月 21 日	変更届 (屋内積替え・保管施設の移動及び縮小)		
平成 24 年 6 月 1 日	更新許可		

5. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 ( 無 )